

「あきたスマートシティ・プロジェクト」推進に関するパートナーシップ協定書

秋田市（以下「甲」という）、株式会社日本総合研究所（以下「乙」という）は、「あきたスマートシティ・プロジェクト（以下「プロジェクト」という）」の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が、甲の成長戦略「環境立市あきたの実現」に向けて、「ITの高度利用を通じたまち全体のエネルギー使用効率の最適化」を柱とする総合的な施策を講じ、地元経済の活性化やCO₂の削減などの諸課題を解決する本プロジェクトを連携して進めることを目的として、必要な事項を定める。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月末日までとし、期間満了の1カ月前までに甲又は乙いずれから相手方に対して協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容をもって1年間更新され、その後も同様とする。

（甲の努め）

第3条 甲は、乙と協議して策定する「あきたスマートシティ・プロジェクト基本計画（以下「基本計画」という）」に基づき、乙と連携して本プロジェクトを推進する。

2 甲は、基本計画に基づきプロジェクトを推進するにあたって、関係部門との内部調整のほか、地元企業および関係団体等との連絡調整等を行う地域の窓口となる。

3 甲は、産学官のプロジェクト参画者等からなる「あきたスマートシティ・プロジェクト（仮称）推進協議会」（以下「協議会」という）を立ち上げ、乙へ運営・管理を委託する。

4 甲は、協議会において事業内容および費用負担が整理され、甲の予算を伴う事業が決定された際は、その都度、議会への説明など、予算化に向けて必要な対応を行う。

（乙の努め）

第4条 乙は、甲と協議して策定する基本計画に基づき、甲と連携して本プロジェクトを推進する。

- 2 乙は、甲が立ち上げる協議会の運営・管理を担い、基本計画に位置づけた事業の具体化に向けて参画者間の総合調整を行う。ただし、プロジェクトの推進又は協議会の運営にあたり国等の補助金の申請を必要とする場合の支援業務は除く。
- 3 乙は、協議会の運営・管理を通じて、参画者とともに具体化された事業の実施効果を検証し、必要な見直しを提案するなど、効果的なプロジェクト推進に留意する。
- 4 基本計画に記載のない事項については、甲および乙の協議により定める。

(その他の事項)

- 第5条 甲および乙は、この協定の履行に必要な事項にあつて、この協定に定めのない事項については、必要に応じて覚書を締結することにより取り決めるものとする。
- 2 この協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月18日

甲 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 穂積 志

乙 東京都千代田区一番町16番
株式会社日本総合研究所
取締役社長 木本 泰行